

仕様書

1. 件名 表層型メタンハイドレートの研究開発推進のための委員会運營業務作業

2. 研究の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）エネルギープロセス研究部門では経産省委託事業「国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレート研究開発等事業（メタンハイドレートの研究開発）」として、メタンハイドレート層からのガス生産技術に関する研究開発に取り組んでいるところである。2019年度からは、日本海側に存在が確認されている表層型メタンハイドレート（以下「表層型 MH」という。）に関する研究業務にも新たに取り組むこととなり、本研究開発への理解と促進を図るための長期的な取組が必要になった。そこで、本研究開発の促進を図り、成果の普及にも繋げられるように外部有識者による委員会などを開催している。これらの活動に関する業務のうち「委員会運營業務」を外部機関で実施することで、研究開発の促進を図るものである。

3. 作業の概要

「国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレート研究開発等事業（メタンハイドレートの研究開発）」における研究活動を推進するため「委員会運營業務」として、以下の委員会に関する業務を実施する。

- (1) 表層型 MH 回収・生産技術評価委員会
- (2) 生産技術開発グループ全体会議
- (3) 「現況調査に係るガス湧出量の調査・定量化に関する研究」の外部有識者会議

4. 作業内容

「4-1.」～「4-3.」に記載する委員会や全体会議等の最小回数は計 6 回を予定しているが、必要に応じて開催回数を増やすこととする。「4-1.」～「4-3.」の開催回数に内訳は、調達請求者と協議することとする。

4-1. 表層型 MH 回収・生産技術評価委員会

表層型 MH の研究開発に係る「表層型 MH 回収・生産技術評価委員会」では、最大で 30 人ほど収容できるプロジェクター付きの貸会議室で開催する予定である。委員会では、外部有識者として 6 名を招集し、都内にて年に 2 回開催する計画であり、円滑な開催のために以下の運營業務を実施すること。

- 表層型 MH 回収・生産技術評価委員会の会議室(貸会議室)の予約に関する業務
- 表層型 MH 回収・生産技術評価委員会の開催会場の設定や日程調整等、開催に必要な事前調整に関する業務
- 表層型 MH 回収・生産技術評価委員会における、配布資料の配布(管理)と速記手配、議事録の作成等の業務
- 今般の Web 会議の普及もあり、委員や各機関の関係者が会場に出張しなくても委員会に参加できるように Web 会議の準備および対応を行うこと。

4-2. 生産技術開発グループ全体会議

表層型 MH の研究開発に参加している参加している大学・民間企業などの各機関が参加する全体会議を、最大で 30 人ほど収容できるプロジェクター付きの貸会議室で開催する予定である。本会議では、外部有識者として 1 名を招集し、都内にて年に 3 回開催する計画であり、円滑な開催のために以下の運営業務を実施すること。

- 生産技術開発グループ全体会議の会議室(貸会議室)の予約に関する業務
- 生産技術開発グループ全体会議の開催会場の設定や日程調整等、開催に必要な事前調整に関する業務
- 生産技術開発グループ全体会議における、配布資料の配布(管理)と速記手配、議事録の作成等の業務
- 生産技術開発グループ全体会議に出席する外部有識者(1 名)に対する謝金等の業務も実施する。また必要に応じて、外部有識者に依頼する業務に係る費用(旅費等)の支出業務も実施すること
- 今般の Web 会議の普及もあり、委員や各機関の関係者が会場に出張しなくても会議に参加できるように Web 会議の準備および対応を行うこと

4-3. 「現況調査に係るガス湧出量の調査・定量化に関する研究」の外部有識者会議

表層型 MH の研究開発で進めている海洋調査(現況調査)の一部として「現況調査に係るガス湧出量の調査・定量化に関する研究」を実施している。この研究に係る外部有識者を招いた委員会を開催する予定である。委員会では、外部有識者として 3 名を招集し、経済産業省会議室にて年に 1 回開催する計画であり、円滑な開催のために以下の運営業務を実施すること。

- 外部有識者会議の開催会場の設定や日程調整等、開催に必要な事前調整に関する業務
- 外部有識者会議における、配布資料の配布(管理)と速記手配、議事録の作成等の業務
- 外部有識者に対する謝金等の業務も実施する。また必要に応じて、外部有識者に依頼する業務に係る費用(旅費等)の支出業務も実施すること

5. 貸与品(支給品)

なし

6. 特記事項

6-1. 請負者は下記の経歴あるいはそれと同等の能力を有すること。

① 表層型 MH について十分な知識や経験を有すること。

6-2. 参加者リスト等の産総研の保有個人情報の取扱うため、別紙 1「保有個人情報の取扱いに関する仕様書の付帯事項」を必ず遵守し適切に対応すること。なお、別紙 1 で示す受注者とは本件を受注する請負者を指す。

6-3. 「保有個人情報の取扱いに関する業務従事者の実施体制図」を事前に提出すること。

また、これに変更が生じた場合は速やかに調達請求者および調達担当者へ申し出るこ

と。

6-4. 「4. 作業内容」はグリーン購入法の特定調達品目「会議運営」に当てはまるため、

①から⑤の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を全て満たすこと。

① 紙の資料を配布する場合は、国等による環境物品等の推進等に関する法律（グリーン購入法）の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に定められた紙類を使用し、適正部数の印刷、両面印刷等により紙の資料の削減に努めること。

② ポスター、パンフレット等の印刷物は、「基本方針」に定められた印刷用紙及び印刷（役務）の判断基準を満たすこと。

③ 紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについては、リサイクルを行うこと。

④ 会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。

ア) 公共交通機関の利用

イ) クールビズ及びウォームビズ

ウ) 筆記用具等の持参

⑤ 飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。

ア) ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。

イ) 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。

7. 納入物品

・作業完了報告書(電子ファイル)

「委員会運営業務(会議議事録を含む)」に関する作業完了報告書 1部

※ USBメモリ等の外部電磁的記録媒体は用いないこと

8. 納入の完了

作業完了の後、「7.納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

9. 納入期限及び納入場所

納入期限：2025年2月28日

納入場所：茨城県つくば市小野川16-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所 エネルギープロセス研究部門

つくばセンター 西事業所 西-1棟 3304室

10. 付帯事項

(1) 受注者は本件に関する業務作業について当所調達請求者と打合せを行い、作業を開始すること。

(2) 受注者は調達請求者の要求による打合せに随時対応可能な者を作業員として指定す

- ること。
- (3) 納入完了後1年以内に発生した発注側の責によらない不備、不具合に対しては、受注者が責任を持って修正等は無償で行うものとする。
 - (4) 本仕様書に定めのない事項については調達請求者の指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。
 - (5) 本作業の実施に伴い得られる情報については、その秘密を保持し、これを第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、別紙1に示す事項以外の情報に関しては、書面による事前承認を得た場合のみこの限りではない。

以上

保有個人情報の取扱いに関する仕様書の付帯事項

受注者は、産総研の保有個人情報を適正に取り扱うため、契約書、仕様書等に定める事項のほか、法令等の定めるところにより、以下に事項に従って契約を履行しなければならない。

- ①受注者は、本契約によって知り得た産総研の業務上の知識、秘密等を第三者にもらし、又は他の目的に利用しないこと。
- ②受注者は、産総研から預託を受けた個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令の規定を遵守すること。
- ③受注者は、本業務を遂行するために個人情報を収集するときは、産総研の指示に従い、適法かつ公正な手段により取得すること。
- ④受注者は、事前に産総研の承諾を得た場合を除き、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本業務を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせないこと。
- ⑤受注者は、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変しないこと。
- ⑥受注者は、個人情報を取扱うにあたり、当該個人情報の安全管理について、内部における責任者及び業務従事者の管理を定めた実施体制を構築し、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。なお、当該実施体制の書面を、見積書とともに産総研に提出すること。
- ⑦受注者は、産総研から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに産総研に返還するものとする。ただし、産総研が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- ⑧受注者は、産総研から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、産総研に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- ⑨受注者の故意又は過失により、本業務に係る個人情報の漏えい事案が発生したとき、及び本契約違反により損害を被ったときは、産総研は本契約を解除し、損害賠償請求することができるものとする。
- ⑩産総研は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、産総研が預託した個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。
- ⑪受注者は、産総研の承諾を得て、個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）する場合には、再委託先において上記①～⑨に規定する措置を講じさせるとともに、再委託先に対して上記⑩に規定する措置を実施す

ること。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。

上記①～②、④～⑧及び⑩～⑪の事項については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

以上